

教育職員免許状申請添付票

No.								
栃木県教育委員会		教育事務所長		市町教育委員会		学校（園）長經由欄 郵送 直接（返信用封筒不要）		
申請項目		①大学の卒業又は修了による申請・養護教諭二種免許状の申請（検定を除く）	②教員資格認定試験合格による申請	③検定による上級免許状・特別支援学校教諭二種免許状・隣接校種免許状の申請	④検定による他教科免許状の申請	⑤検定による実習教諭免許状の申請	⑥学校給食栄養管理者等の検定による栄養教諭免許状の申請	⑦施行法に基づく申請（無線技術免許等所有者・旧制学校の卒業者等）
提出書類								
1 免許状授与申請書（別記様式第1号）		○	○	○	○	○	○	○
2 免許状検定申請書（別記様式第5号）				○	○	○	○	○
3 基礎資格等証明書		△必要があるとき				△必要があるとき	○	○
4 学力に関する証明書		○		○	○	○	○	
5 介護等の体験に関する証明書		△小中免申請						
6 宣誓書（別記様式第2号）		○	○	○	○	○	○	○
7 履歴書（別記様式第3号）		○	○	○	○	○	○	○
8 実務に関する証明書		△教育実習の振替		○		○	○	○
9 人物に関する証明書				○	○	○	○	○
10 身体に関する証明書				○	○	○	○	○
11 教員免許状を所持することを証明する書類		△必要があるとき		○	○	△必要があるとき	△必要があるとき	
12 資格等を証明する書類		△栄教免等申請	○合格証明書	△栄教免等申請			○	△必要があるとき
13 免許状更新講習（修了）（履修）証明書		△必要があるとき		△必要があるとき	△必要があるとき	△必要があるとき	△必要があるとき	△必要があるとき
14 その他								学業成績証明書
○ 教員免許状の写しは、原本を両面複写したものの余白に学校長、学長等による「原本に相違ない」旨の証明を付すること。 ○ 提出書類に記載された氏名又は本籍と、現在の氏名又は本籍が異なるときは、変更内容のわかる戸籍抄本を提出すること。 ○ 直接県教育委員会に申請する者が、申請した免許状の郵送を希望するときは、あて名を明記し、切手460円分（申請免許状3枚以下）又は切手530円分（申請免許状6枚以下）を貼付した角形2号以上の封筒を提出すること。								

* 太枠の中のみ記入すること

申請免許状		根拠法令	教科/養護/栄養及び教職	特支教育	66条の6
種類	教科等				
(ふりがな) 氏名		本籍	(□都□道□府□県)		
		生年月日	□昭和 □平成	年	月 日生
単位を修得した学校・機関・講習等	① ② ③	大学は「〇〇大学」、大学院は「〇〇大学大学院」、認定講習は「免許法認定講習（〇〇県教育委員会）」「免許法認定講習（〇〇大学）」、公開講座は「免許法認定公開講座（〇〇大学）」のように記入すること。			

基礎資格	卒業・修了（昭和・平成・令和 年 月 日） 短期大学士/学士/修士/大学の専攻科(大学院の課程)に1年以上在学し30単位以上修得/大学に2年以上在学し62単位以上修得				
基礎免許状	種類（教科）	授与権者	番号	授与年月日	備考
					在職 年以上
その他	保健師免許証 管理栄養士免許証 第 号 栄養士免許証 介護体験 平成・令和 年 月 日修了 旧免許状・新免許状（平成・令和 年度 所要資格取得） 厚生労働大臣 厚生大臣 知事 } 昭和・平成・令和 年 月 日				

免 許 状 授 与 申 請 書

令和 年 月 日

栃 木 県 教 育 委 員 会 様

本 籍 (□都□道□府□県)

(ふりがな)

氏 名

□昭和 □平成 年 月 日生

1 免許状の種類

2 教 科 等

私は、上記の教育職員免許状を授与していただきたいので、別紙必要書類を添えて申請します。

栃 木 県 収 入 証 紙 貼 付 授与手数料 普通免許状 3, 3 0 0 円 臨時免許状 1, 7 0 0 円	栃 木 県 収 入 証 紙 貼 付 授与手数料 普通免許状 3, 3 0 0 円 臨時免許状 1, 7 0 0 円	栃 木 県 収 入 証 紙 貼 付 授与手数料 普通免許状 3, 3 0 0 円 臨時免許状 1, 7 0 0 円
---	---	---

免許状の種類は、「中学校教諭一種」「特別支援学校助教諭臨時」のように記入すること。
教科等は、中学校・高等学校の教員の免許状の教科又は特別支援学校教員の免許状の特別支援教育領域を記入すること。

令和 年 月 日

本 籍 (☐都☐道☐府☐県)

氏 名

□昭和 □平成 年 月 日生

2 教科等

私は上記の教育職員免許状授与のための教育職員検定をしていただきたいので、別紙必要書類を添えて申請します。

紙 証 入 収 県 木 枋	
貼	付
教育職員検定手数料	
普通免許状	1, 7 0 0 円
臨時免許状	1, 7 0 0 円

栃 木 県 収 入 証 紙	
貼	付
教育職員検定手数料	
普通免許状	1, 7 0 0 円
臨時免許状	1, 7 0 0 円

栃 木 県 収 入 証 紙	
貼	付
教育職員検定手数料	
普通免許状	1, 7 0 0 円
臨時免許状	1, 7 0 0 円

別記様式第2号（第7条―第14条関係）

宣誓書

(現職の主幹教諭、指導教諭及び教諭は提出省略可)

私は、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓します。

令和 年 月 日

氏 名

(本人が署名すること。)

付 記

教育職員免許法第5条第1項

第3号 禁錮以上の刑に処せられた者

第4号 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

第5号 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

第6号 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

別記様式第3号（第7条―第14条、第17条関係）（表 面）

履 歴 書

(ふりがな)

氏 名

生年月日

□昭和 □平成 年 月 日生

本 籍

(外国人は国籍)

(□都□道□府□県)

現 住 所

〒

TEL

身上事項

旧氏名

旧本籍（都道府県まで）

(□昭和□平成□令和 年 月 日異動)

勤務校名

[現に学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園に在職する者のみ記入する]

教員免許、
(臨時免許状を含む)
資格等

教員免許の有無

種 類 (教科等)

番 号

授 与 年 月 日

授与権者

備 考

□ 有

□ 無

学 歴

(高等学校から記入)

学 校 、 学 科 等 名

在 学 期 間

□昭和□平成□令和 年 月 日入学

□昭和□平成□令和 年 月 日卒業

□昭和□平成□令和 年 月 日入学

□昭和□平成□令和 年 月 日卒業

□昭和□平成□令和 年 月 日入学

□昭和□平成□令和 年 月 日卒業

職 歴

年 月 日
(和暦で表記)

事 項 (教職歴は辞令どおり (給与は省略) 記入)

備 考

上記の事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

本人氏名

(本人が署名すること。)

職歴の記載が表面の枠数で不足するときは、裏面に記載すること。

(裏 面)

	年 月 日 (和暦で表記)	事 項 (教職歴は辞令どおり (給与は省略) 記入)	備 考	
職				
	歴			

上記の事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

本人氏名
(本人が署名すること。)

職歴の記載が表面・裏面の枠数で不足するときは、裏面をさらに複写したものに記載すること。

人物に関する証明書

氏 名
□昭和 □平成 年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを内申する。

令和 年 月 日
(内申者)

印

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

令和 年 月 日
(証明者)

印

記

項 目	所 見
性 格	
指導力	
研究心	
社会性	
長 所	
短 所	
その他	
教育職員としての適格性	
注) 「教育職員としての適格性を有する」か否かについて明記を受けること。	

証明者は次のとおりとする。なお、臨時免許状の申請のときは、申請者を採用予定校の教職員とみなすものとする。

- ① 市 町 立 学 校 の 教 職 員 市町教育委員会
- ② 県 立 学 校 の 教 職 員 県立学校長（県外の都道府県立学校は都道府県教育委員会）
- ③ 私 立 学 校 の 教 職 員 私立学校法人理事長
- ④ 大 学 附 置 の 国 立 学 校 又 は 大学学長（要学校長内申）
大学附置の公立学校の教職員
- ⑤ ① ～ ④ 以 外 の 者 勤務先の代表、学生は学長等の公に証するに足りる者（私印不可）

身体に関する証明書

氏 名
□昭和 □平成 年 月 日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

令和 年 月 日

(証明者)
医療機関名
所在地
医師氏名

印

記

項 目		状 況
現在の疾病	眼疾	
	呼吸器	
	その他	
身体の障害 その他身体の故障		
主な既往歴		
視 力	右 (矯正)	
	裸眼 左 (矯正)	
聴 力		右 左
その他の所見		

医療機関は国立、公立又は私立を問わないものとする。
「呼吸器」については、X線等の検査によらず、聴診等による所見で足りるものとする。
健康診断書等による代替はできないので注意すること。